

# 青森県吹奏楽コンクール実施規定

## 第1章 総則

### 第1条 (大会名称)

この大会は「青森県吹奏楽コンクール」(以下、県大会)という。

### 第2条 (実施)

県大会は、県内各地区から推薦された吹奏楽団体が参加して、毎年7月または8月に実施する。

### 第3条 (選出母体)

選出母体となる地区大会は、次の通りとする。

- (1) 中央地区大会 (青森・上北・下北の各地区吹連)
- (2) 弘前地区大会 (弘前・南・西北の各地区吹連)
- (3) 八戸地区大会 (八戸地区吹連)

### 第4条 (会場・日時)

実施会場・日時・要項などの必要事項は、県吹連理事会で定める。

## 第2章 実施部門及び参加人員

### 第5条 (実施部門)

実施部門は次の通りとし、加盟団体は所属する一つの部門に参加できる。

- |            |           |           |          |
|------------|-----------|-----------|----------|
| ①小学生の部     | ②中学生の部    | ③中学生小編成の部 | ④高等学校の部  |
| ⑤高等学校小編成の部 | ⑥大学の部     | ⑦職場・一般の部  | ⑧小学生合同の部 |
| ⑨中学生合同の部   | ⑩高等学校合同の部 |           |          |

### 第6条 (参加人員)

各部門の参加人員は、次の通りとする。

- ① 小学生の部 . . . . . 自由
- ② 中学生の部 . . . . . 50名以内
- ③ 中学生小編成の部 . . . . . 25名以内
- ④ 高等学校の部 . . . . . 55名以内
- ⑤ 高等学校小編成の部 . . . . . 30名以内
- ⑥ 大学の部 . . . . . 55名以内
- ⑦ 職場・一般の部 . . . . . 65名以内
- ⑧ 小学生合同の部 . . . . . 自由
- ⑨ 中学生合同の部 . . . . . 自由
- ⑩ 高等学校合同の部 . . . . . 自由

- 2 参加人員を超えた場合は失格とし、審査の対象としない。
- 3 地区予選の申込人員を超えることはできない。指揮者は、この人員に含まれない。

- 4 合同とは、単独で出場できない団体同士の合同出場のことで、単独で出場する規模の部員を有する団体の合同は認めない。

### 第3章 資格

#### 第7条（参加資格）

（1）各部門の参加資格は、県吹連に登録された団体で次の通りとする。

- ①小学生の部・・・・・・・・・・ ア 同一小学校に在籍している児童とする。  
イ 同一経営の学園内幼稚園・保育園児の参加は認める。  
ウ 本連盟が認める小学生による任意の団体に所属している児童とする。  
エ 上記ア及びウに該当する団体により構成される合同の団体の参加を認める。（活動を共にする幼稚園・保育園児は認める）
- ②中学生の部・・・・・・・・・・ ア 同一中学校に在籍している生徒とする。  
イ 本連盟が認める中学生で構成する任意の団体に所属している生徒とする。（活動を共にする小学生は認める）  
ウ 上記ア及びイに該当する団体により構成される合同の団体の参加を認める。
- ③中学生小編成の部・・・・・・ ア 同一中学校に在籍している生徒とする。  
イ 本連盟が認める中学生で構成する任意の団体に所属している生徒とする。（活動を共にする小学生は認める）  
ウ 上記ア及びイに該当する団体により構成される合同の団体の参加を認める。  
エ 前年度1，2年生の人数が20名以内の団体とする。活動を共にする小学生が所属している場合は、前年度の小学生の人数を含めて20名以内の団体とする。
- ④高等学校の部・・・・・・・・・・ ア 同一高等学校に在籍している生徒とする。  
イ 同一経営の学園内中学校生徒・学園内小学校児童の参加は認める。  
ウ 管・打・コントラバスの専攻学生の参加は認めない。
- ⑤高等学校小編成の部・・・・・・ ア 同一高等学校に在籍している生徒とする。  
イ 同一経営の学園内中学校生徒・学園内小学校児童の参加は認める  
ウ 前年度1，2年生の部員数が25名以内の団体とする。  
エ 管・打・コントラバスの専攻学生の参加は認めない。
- ⑥大学の部・・・・・・・・・・ 同一大学に在籍している学生とする。  
ただし、管・打・コントラバスの専攻学生の参加は認めない。
- ⑦職場・一般の部・・・・・・・・・・ ア 職場  
同一経営の会社・工場・事務所・官公庁（それぞれグループ企業・団体も含む）など、経営者または組合などの許可を得、設立されている団体であって、構成メンバーは、その勤務先に勤務している者とする。

イ 一般

団体の構成メンバーは、第9条に該当しない限り自由とする。  
ただし、職業演奏家の参加は認めない。

- ⑧小学生合同の部・・・・・・ 下記ア及びイに該当する団体により構成される合同の団体とする。  
ア それぞれの小学校に在籍している児童とする。  
イ 本連盟が認める小学生で構成する任意の団体に所属している児童とする。
- ⑨中学生合同の部・・・・・・ 下記ア及びイに該当する団体により構成される合同の団体とする。  
ア それぞれの中学校に在籍している生徒とする。  
イ 本連盟が認める中学生で構成する任意の団体に所属している生徒とする。(活動を共にする小学生は認める)
- ⑩高等学校合同の部・・・・・・ 下記ア、イ、ウに該当する団体により構成される合同の団体とする。  
ア 高等学校と高等学校により構成される合同の団体  
イ 高等学校と中学校により構成される合同の団体  
ウ 高等学校と本連盟が認める中学生で構成する任意の団体により構成される合同の団体

ただし、管・打・コントラバスの専攻学生の参加は認めない。

(2) 加盟団体が所属する部門に重複して参加することは認めない。

## 第4章 演奏・審査

### 第8条 (重複出場の禁止)

同一奏者がその年度内に、二つ以上の団体に重複して大会に出場することは認めない。

### 第9条 (指揮者)

- (1) 指揮者は、当該団体の長の委嘱を受けた者であること。
- (2) 課題曲・自由曲とも同一人が指揮をすること。
- (3) 同一指揮者が、同一部門に重複して出場することは認めない。

### 第10条 (出場停止・入賞取り消し)

参加団体の資格に疑義ある場合は、出場を停止、また、演奏後に資格や演奏の内容に疑義ある場合は、入賞を取り消すことができる。

### 第11条 (審査)

- (1) 出場団体は、次の楽曲を演奏して審査を受けるものとする。
  - ①小学生の部・中学生小編成の部・高等学校小編成の部・小学生合同の部、  
中学生合同の部・高等学校合同の部・・・・・・・・・・・・・・・・自由曲1曲
  - ②中学生の部・高等学校の部及び大学の部、職場・一般の部・・・・課題曲・自由曲1曲
- (2) その年度の課題曲を、自由曲として演奏することはできない。ただし、中学生小編成の部・高等学校小編成の部・小学生合同の部・中学生合同の部・高等学校合同の部においてはその限りではない。

## 第12条 (演奏曲目・著作権)

- (1) 演奏する楽曲は、地区大会において用いたものとする。
- (2) 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者(社)、及び編曲者から演奏の許諾を受けなければならない。

## 第13条 (編成)

- (1) 課題曲はスコアに指定された編成とする。編成人数に満たない場合(課題曲で指定されているパートに欠員が生じている状態)は、その課題曲で指定された楽器内であれば代用することを認める。なお、課題曲のスコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。もし、当日あるいは事後にこのことが判明した場合は、失格とする場合がある。
- (2) 自由曲の編成は木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス、チェレスタ、ハープの使用は認める。(山台や反響板などを持ち込むことを禁止する。)ピアノの使用については大会実施要項で定める。
- (3) 自由曲での歌声については、スクヤット・ハミングは認めるが、歌詞は認めない。

## 第14条 (演奏時間)

演奏時間は、次の通りとする。

①小学生の部、中学生小編成の部、高等学校小編成の部、小学校合同の部、  
中学生合同の部、高等学校合同の部 ..... 7分以内

②中学生の部、高等学校の部及び大学の部、職場・一般の部 ..... 12分以内

- 2 演奏時間とは、小学生の部、中学生小編成の部、高等学校小編成の部、小学生合同の部、中学生合同の部、高等学校合同の部では、自由曲の演奏開始から演奏終了までの時間をいう。中学生の部、高等学校の部、大学の部、職場・一般の部は、課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までの時間をいう。

## 第15条 (失格)

演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

## 第16条 (演奏の順番)

各団体の出演の順番は、抽選会において決定する。ただし、部門の順番は、会議において決定する。

# 第5章 表彰及び代表

## 第17条 (審査員)

審査員は会議において選出し、会長が委嘱する。人数は原則として7名とする。審査方法は、本連盟の定める審査内規による。

## 第18条 (表彰)

表彰は、小学生の部、中学生の部、中学生小編成の部、高等学校の部、高等学校小編成の部、大学の部、職場・一般の部、小学生合同の部、中学生合同の部、高等学校合同の部ごとに金・銀・銅のいずれかの賞を贈るとともに、トロフィーを贈る。また、前年度の全国大会において金賞を受賞した団体には、推奨を贈る。

### 2 推奨団体について

- (1) 前年度の全国大会において金賞を受賞した団体は、推奨団体として県大会をシードする。
- (2) 推奨団体は、地区大会・県大会の演奏を経て東北大会に出場する。
- (3) 推奨団体は、地区大会の参加団体数に含めない。
- (4) 前年度までに東日本学校吹奏楽大会に3年連続出場した団体が、県大会で審査を受けて県代表になった場合、代表次点となった団体も東北大会に参加できる。

## 第19条 (県代表)

参加団体の中から次の数の団体を東北吹奏楽コンクールに推薦する。

小学生の部—3	中学生の部—4	中学生小編成の部—3	
高等学校の部—4	高等学校小編成の部—2	大学の部—1	職場・一般の部—2

## 第6章 地区代表

### 第20条 (地区代表)

県大会に各地区より出場する団体及び団体数は、次の通りとする。

- (1) 中央・弘前・八戸の各地区大会より推薦された団体。
- (2) それぞれの部門における各地区からの代表数については、その年度ごとに理事会において決定する。

## 第7章 その他

### 第21条 (共催・後援・協賛)

県大会の実行に当たって、理事会が認めた場合は、共催及び後援、協賛団体を持つことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

### 第22条 (実施要項)

- (1) 全国小学校管楽器合奏フェスティバル東北小学校校バンドフェスティバルへの出場について  
青森県吹奏楽コンクール小学生の部の参加団体から、一団体を全国小学校管楽器合奏フェスティバル東北小学校バンドフェスティバルに推薦する。
- (2) その他、開催上必要なことについては、理事会で定める。

### 第23条 (改定)

この規定は、理事会の議決により改定することができる。

### 第24条 (付則)

この規定は、昭和62年	4月23日より施行する。	平成18年11月25日、	一部改正
平成2年	4月24日、	平成20年6月7日、	一部改正
平成3年	4月23日、	平成21年2月28日、	一部改正
平成3年	7月28日、	平成22年2月27日、	一部改正
平成4年	4月22日、	平成23年4月9日、	一部改正
平成5年	4月22日、	平成25年6月1日、	一部改正
平成8年	4月26日、	平成26年6月7日、	一部改正
平成10年	4月23日、	平成27年11月29日、	一部改正
平成12年	4月20日、	平成31年2月17日、	一部改正
平成13年	6月9日、	令和元年11月16日、	一部改定
平成14年	4月20日、	令和3年6月5日、	一部改定
平成15年	2月15日、	令和4年4月9日、	一部改定
平成16年	2月14日、	令和5年4月15日、	一部改定
平成16年11月27日、	一部改正		
平成18年	2月25日、	一部改正	